

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：14302

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K02705

研究課題名（和文）学校の規則および生徒懲戒に関する研究

研究課題名（英文）A Study of School Rules and Student Discipline

研究代表者

片山 紀子（KATAYAMA, NORIKO）

京都教育大学・大学院連合教職実践研究科・教授

研究者番号：60342169

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：学校の規則変更について、生徒指導主事に対してアンケート調査を行なったが、規則変更のそれ以前に校内のチーム化が進まないことをつかむことができた。その理由についても再度調査を行った。チーム化に向けたポイントを簡潔に示すと以下の三つであった。授業も担任も持たないコーディネーターの配置、多職種と連携することを入職前から知っておくこと、複雑ではなく単純な連携の仕組みが必要であることである。今後は、具体的な施策に関与できるよう引き続き研究していきたい。

研究成果の学術的意義や社会的意義

校則の変更が自律的な形ではなかなか進まないことを明らかにすることができた。それとともに、各校においてチーム化もままならない状況であることも把握することができた。これらについては、京都教育大学紀要に2つの論文として著している。

また、上記は紀要なので一般に流通しにくいこともあって、現在、ミネルヴァ書房より、共著で『教員をエンパワメントする多職種・多機関連携（仮）』にまとめ、2024年中には刊行する予定である。刊行によってより多くの方に研究成果が伝えられると考えている。

研究成果の概要（英文）：I conducted a survey of student guidance directors regarding changes in school rules, but before that, I was able to grasp the lack of teaming in the school. The reasons for this were also investigated again. The following three points were briefly identified for teaming: the assignment of coordinators who have neither classes nor homeroom teachers, the need to know before entering a position that they will be working with multiple professions, and the need for a simple, rather than complex, mechanism for collaboration. In the future, I would like to continue our research so that I can be involved in specific measures.

研究分野：教育学

キーワード：多職種連携 校則 生徒指導

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究で対象とした校則について、平成 22 年版の『生徒指導提要』では「第 7 章 生徒指導に関する法制度等 第 1 節の校則」に「校則について定める法令の規定は特にありませんが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされています」、さらに「社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能をもつと解されています」と記されている。

「校則」に注目が集まるようになったのは、大阪府立高校の元女子生徒が、平成 29 (2017) 年に学校で茶髪を黒く染めるよう繰り返し指導された事案によるところが大きい。元女子生徒は、頭髪指導の中で精神的苦痛を受けたことを理由に、大阪府を相手取って慰謝料などを求めていた。これに対して令和 3 (2021) 年 2 月 16 日、大阪地方裁判所で判決が下された。大阪地裁の判決は、教室に席を置かないなどの指導については違法性を認め、府に賠償を命じたが、指導の染色や脱色を禁じる校則や教員による頭髪指導については適法とし、高校段階の校則について幅広く学校の裁量を認める過去の司法判断を踏襲した。

判決自体は、平成 22 年版の『生徒指導提要』の考え方と齟齬はなく、「校則等が学校教育に係る正当な目的のために定められたものであって、その内容が社会通念に照らして合理的なものである場合には、裁量の範囲内のものとして違法とはいえないと解するのが相当である」とする判決内容も、これまでの判例を踏襲したものであったが、原告はその後控訴し、大阪高等裁判所が学校の頭髪指導に違法性はなしとしたため(令和 3 年 10 月 28 日控訴棄却)、校則や指導のあり方を不服とした原告は、最高裁に上告(同年 11 月 11 日)している。

頭髪の黒染めのような厳しい校則は、「ブラック校則」と呼ばれ、高等学校段階の校則のみならず、小中学校のそれも含めて一般社会からの関心は高い。

2. 研究の目的

本研究では校則の変更を検討課題に据えつつ、そこから見える生徒指導の抱える今日的課題について明らかにしていく。

3. 研究の方法

研究方法としては、関西圏都市部にある公立小中学校および特別支援学校の生徒指導主事を対象(小中一貫校等含む)に、自由記述を含むアンケート調査を行い(2021 年 11 月~12 月および 2022 年 6 月に実施) それらをもとに校則の変化や生徒指導主事の抱える課題、校則の変更が進まない理由について検討した。なお、本研究は小中学校等の義務教育段階の校則を対象としたものである。

4. 研究成果

調査の結果、校則はマイナーチェンジであることがわかった。調査時点において、生徒指導主事は校則や決まりは子どもの安心・安全に必要なものであると考え、それに貢献している自負があることが把握できた。それゆえ、校則に対する社会からの厳しい視線が厳しくなり、外圧が増すことによって指導がしにくくなっていることに苛立っていることもわかった。これまで通り学校が生徒指導主事を中心に、旧来のやり方を維持しながら指導すれば、子どもや保護者と教師や学校の間に溝を生じることになり、その一方で指導から撤回しようとするれば今度は子どもの安心・安全が保障できなくなる。こうした狭間で、生徒指導主事は戸惑いながらも、少なくとも調査時点ではマイナーチェンジにとどまっていた。靴下の色の範囲を広げたりワンポイントを認めたりと言った変更で、緩やかな動きとはいえ、大きな変革には至っていなかった。

その根本原因は、職員室を構成する教職員の価値観のばらつきと、そのばらつきを埋められないことにあった。年配教員を中心に校則の見直しや変更には抵抗を感じる教員が多くいることが、複数の生徒指導主事によって指摘されており、そのことが校則変更のネックになっていた。教職員間の価値観のばらつきを前にして、具体的にどう動いてよいのかが見えず、大きな改訂には至っていなかったのである。

このままマイナーチェンジが続けば、ますます多くの子どもが学校から離れてしまい、学校を回避しようかどうか迷う子どものスピードに追いつかず、その点が最も危惧される。さらに気になるのは、学校の選択が一定程度可能な高等学校よりも、選択の余地が極めて少ない小中学校段階の方がより深刻だと思われる。

アンケートの回答には「教育委員会なり、市なりが(校則の方向性を:注筆者)一定程度示して欲しい」という声もあったが、今後『生徒指導提要』が改訂されたことによって、教育委員会の姿勢も大幅に変わっていくことが期待できよう。このままマイナーチェンジにとどまる緩慢な変化が続けば、学校と距離をとろうかどうしようかと迷っている子どもが脇に置かれたままとなり、学校から退却する子どもの速度に追いつけないのではないかと。

以上の調査を受けて、その原因についても把握する必要があると考え、再度アンケート調査を実施したところ、校則の変更が進まない背景には、教員が過多とも言える生徒指導業務を抱えていることが確認された。

調査結果から、他の職種との連携を進めるには「多職種連携のシステムづくり」が不十分であるということ、そしてその構築をすべきだという全体像が浮かび上がった。このシステムを作るにあたっては、旧態依然とした業務を強いられている教員側からのボトムアップでの形は残念ながら難しい。境界を意識しない働き方をしてしまう教員と専門性や働き方が異なる多職種の専門職スタッフを同時にマネジメントしていこうとすれば、行政や管理職のトップダウンによる強いリーダーシップが必要とされるからである。

アンケートの記述にも「教育委員会や管理職が推進するリーダーシップがあれば、すぐに連携することができると思います」との記載があったが、行政や管理職は連携のボトルネックになっている場合ではない。学校を魅力的な職場にするためにも、チーム学校を机上の空論に終わらせてはいけない。チーム学校の新たな段階は、多職種連携の統合的なシステムづくりにかかっており、多職種連携を進めるには、行政や管理職が牽引して「多職種連携のシステムづくり」を急ぐことが求められる。そのための具体策として、(仮称)生徒指導コーディネーターの配置が必要であること、多職種と連携することを教員になる者が入職前に知っておくこと、複雑ではなく単純な仕組みをつくることが重要であることを結論として示した。

このまま無防備に教員の仕事の範囲が広がれば、学校や教員がエンパワメントされることもなければ、教員が脱専門職化してしまうのではないかと。まさに、教職の危機である。

引き続き、具体的な連携の方策について施策に関与できるよう研究を進めたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 片山紀子	4. 巻 142号
2. 論文標題 多職種連携による生徒指導体制の構築 チーム学校の観点から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 京都教育大学紀要	6. 最初と最後の頁 47-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 片山紀子	4. 巻 31号
2. 論文標題 アメリカの生徒懲戒制度に見る近年の傾向	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 アメリカ教育研究	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 片山紀子	4. 巻 141
2. 論文標題 校則の変更から見る生徒指導上の今日的課題 - 小中学校の生徒指導担当者を対象としたアンケート調査から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 京都教育大学紀要	6. 最初と最後の頁 29-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 片山紀子
2. 発表標題 多職種連携に向けた模索- 協働の際に生じる困難をもとに -
3. 学会等名 日本心理学会第86回大会 公募シンポジウム
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 片山紀子
2. 発表標題 多職種連携による生徒指導体制の構築 チーム学校の観点から
3. 学会等名 日本生徒指導学会大3回大会 自由研究発表
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 片山紀子
2. 発表標題 アメリカの生徒懲戒制度に見る近年の傾向
3. 学会等名 アメリカ教育学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 片山紀子
2. 発表標題 アメリカの生徒懲戒制度に見る近年の傾向 -社会経済的に不利な立場にある子どもを視野に-
3. 学会等名 アメリカ教育学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 片山紀子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 学事出版	5. 総ページ数 191
3. 書名 四訂版 入門生徒指導	

1. 著者名 片山紀子・藤平敦・宮古紀宏	4. 発行年 2021年
2. 出版社 学事出版	5. 総ページ数 159
3. 書名 日米比較を通して考えるこれからの生徒指導	

1. 著者名 片山紀子	4. 発行年 2024年
2. 出版社 学事出版	5. 総ページ数 195
3. 書名 五訂版 入門生徒指導	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------